特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

刈谷市長

公表日

令和8年9月30日

［令和７年５月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2） 変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	市町村（特別区を含む。以下「市町村」という。）が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住民基本台帳ネットワークシステム。以下「住基ネット」という。）を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 （1）個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 （2）転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除若しくは記載の修正 （3）住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 （4）転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 （5）本人若しくは同一の世帯に属する者又はその他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 （6）住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 （7）地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 （8）住民からの請求に基づく住民票コードの変更 （9）個人番号の通知及び個人番号カードの交付 （10）個人番号カード等を用いた本人確認 なお、「（9）個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）
②システムの機能	1　住民基本台帳の管理 転入届、転居届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除若しくは記載の修正を行い、住民基本台帳を管理する。 2　住民基本台帳の照会 住民基本台帳に記載されている情報を検索し、照会する。 3　帳票発行 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種証明書や帳票を発行する。 4　庁内連携 住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を庁内の各システムで基礎データとして利用するため、宛名システムや他システムに送信する。 5　住基ネット連携 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該本人確認情報を市町村CSに送信する。 住基カードの取得状況に変更が発生した場合に、市町村CSから更新情報を受信し、更新する。 6　法務省システム連携 外国人住民票の記載等が発生した場合に、法務省システムへの市町村通知データを作成する。

③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ コンビニ交付システム、後期高齢者医療システム、申請管理システム　　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住基ネット ※後述の「3．特定個人情報ファイル名」に示す「（2）本人確認情報ファイル」及び「（3）送付先情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバ（以下「市町村CS」という。）において管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の市町村CS部分について記載する。
②システムの機能	1　本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2　本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3　個人番号カードを利用した転入（特例転入） 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報を市町村CSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う（一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。）。 4　本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は5情報（氏名、氏名の振り仮名、住所、性別及び生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5　機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は5情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6　本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が愛知県知事が都道府県サーバにおいて保有している愛知県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7　送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類（個人番号通知書、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等）を送付するため、既存住基システムから刈谷市の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8　個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム3	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	既存システム及び中間サーバーと連携し、個人番号の管理並びに特定個人情報の照会及び提供等の業務を行う。 1　統合宛名番号管理機能 統合宛名番号・個人番号・宛名番号・5情報（住所、氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日）を紐付けて管理する機能 ※統合宛名番号とは、刈谷市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号をいう。 2　符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能 3　情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能 4　情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能 5　中間サーバー稼働状況確認機能 連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能 6　個人番号・統合宛名番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能 7　データ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能 8　データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能 9　操作者認証（ユーザー認証）・権限管理機能 番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー　　）

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）と番号連携システムとのデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。 1　符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2　情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 3　情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4　番号連携システム接続機能 中間サーバーと番号連携システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する機能 5　情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6　情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能 7　データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8　セキュリティ管理機能 電子証明書による接続デバイスの制御機能、情報提供NWS配信マスターによる情報の管理機能 9　操作者認証（ユーザー認証）・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10　システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能

③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム5	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	住民票の写し等の交付を、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末を市民が操作して行うシステムである。 1　本人確認 住民票の写し等の交付を行う際、機構より送信された個人番号カード内に記録された個人情報及びキオスク端末に入力された暗証番号を基に、既存住基システム内の住民基本台帳ファイルに照会を行い、本人を特定する。 2　データのPDF化機能 特定した本人の住民情報をPDF化し機構へ送信する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（コンビニ交付及びICカード標準システム　　）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
（1）住民基本台帳ファイル　（2）本人確認情報ファイル　（3）送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1　番号法 ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2　住基法 ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1）実施する 2）実施しない 3）未定
②法令上の根拠	1　番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） 2　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） 3　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会 住民基本台帳に関する事務において情報照会は行わないため、該当なし。

6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民活動部市民課
②所属長の役職名	市民課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)住民基本台帳ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき、住民基本台帳に記録された住民(以下、「区域内の住民」という。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
	その必要性	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするため、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努める必要があるため。
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)　[　] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[○] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　(　外国籍住民に関する情報　)
	その妥当性	住民に関する各種の行政事務の処理のために共通的に利用される基本情報及び住民票の異動に伴って異動が生ずることが多い個々の行政事務の処理のために利用される業務関係情報であるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年7月11日
⑥事務担当部署		市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 福祉総務課、生活福祉課、長寿課、国保年金課、子育て推進課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 法務省、地方公共団体情報システム機構 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市町村 ） [] 民間事業者 （ ） [] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 住基ネット ）
③使用目的 ※		住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とする。
④使用の主体	使用部署	市民課、富士松支所、東刈谷市民センター、小垣江市民センター、北部市民センター
	使用者数	[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		1 住民基本台帳の整備 転入届、転居届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除若しくは記載の修正を行い、住民基本台帳を整備する。 2 証明書発行 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書等の各種証明書に記載し、発行する。 3 庁内連携 住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を庁内の他部署で基礎情報として利用するため、庁内の各システムに提供する。 4 住基ネット連携 （1）住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を愛知県知事に対して通知する。 （2）住民票の住所の変更又は新規作成が発生した場合に、本籍地市町村に対して通知する。 （3）転入届に基づく住民票の記載をした場合に、転出元市町村に対して通知する。 （4）個人番号を住民票に記載する際に、機構に住民票コードを通知し、個人番号を取得する。 5 本人確認情報整合性確認 住民基本台帳ファイルの内容が本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、市町村CSに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。
	情報の突合	1 住民基本台帳ファイルを更新する際に、受領した住民基本台帳情報に関する更新情報と住民基本台帳ファイルを突合する。 2 個人番号を記載する際に、機構から受領した個人番号生成結果に含まれる住民票コードと住民基本台帳ファイルの住民票コードを突合する。
⑥使用開始日		平成27年7月11日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] (5) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		既存住基システムの保守・運用	
①委託内容		既存住基システムのプログラム保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社 東海支社(愛知)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務委託契約書に規定する手続に基づき、委託先からの再委託承認願を審査のうえ、再委託許諾を行う。	
	⑥再委託事項	既存住基システムのプログラム保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
委託事項2～5			
委託事項2		戸籍届書及び住民異動届入力業務	
①委託内容		戸籍届書及び住民異動届入力並びにそれに付随する業務	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		エイジェック株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		コンビニ交付サービス業務	
①委託内容		コンビニエンスストアでの住民票の写し等の自動交付サービス業務	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		地方公共団体情報システム機構	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

委託事項4		コンビニ交付システムの保守・運用
①委託内容		コンビニ交付システムの保守・運用
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社　東海支社（愛知）
再委託	④再委託の有無　※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている　（ 61 ）件　[○] 移転を行っている　（ 45 ）件 [] 行っていない
提供先1		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者（別紙1）
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務
③提供する情報		世帯情報
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		区域内の住民 ※住民基本台帳に記録されていた者で、消除者を含む。
⑥提供方法		[○] 情報提供ネットワークシステム　[] 専用線 [] 電子メール　[] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ　[] 紙 [] その他　（ ）
⑦時期・頻度		情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

移転先1	番号法別表に定める事務実施所管課（別紙2）
①法令上の根拠	番号法第9条、番号法別表
②移転先における用途	番号法別表に定める各事務
③移転する情報	5情報、世帯情報等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 ※住民基本台帳に記録されていた者で、消除者を含む。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルを更新した都度
移転先2～5	
移転先2	刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第33号。以下「番号条例」という。）第3条別表第1に定める事務実施所管課（別紙3）
①法令上の根拠	番号条例第3条、番号条例別表第1
②移転先における用途	番号条例別表第1に定める各事務
③移転する情報	5情報、世帯情報等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 ※住民基本台帳に記録されていた者で、消除者を含む。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルを更新した都度
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	ICカード及びパスワードにて入退室管理を行っている部屋の中で、さらに施錠したサーバラック内に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

－

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2)本人確認情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		区域内の住民 ※住民基本台帳に記録されていた者で、消除者を含む。
	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[　] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)　[　] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　(　　)
	その妥当性	住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、5情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年7月11日
⑥事務担当部署		市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　　] 本人又は本人の代理人 [　　] 評価実施機関内の他部署　　（　　） [　　] 行政機関・独立行政法人等　　（　　） [　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　　（　　） [　　] 民間事業者　　（　　） [○] その他　（ 自部署　　）
②入手方法		[　　] 紙　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　　[　　] 専用線　　[　　] 庁内連携システム [　　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 既存住基システム　　）
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
④使用の主体	使用部署	市民課、富士松支所、東刈谷出張所、小垣江出張所、北部出張所
	使用者数	[　　50人以上100人未満　　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		1　住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を愛知県知事に通知する（市町村CS→都道府県サーバ）。 2　住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う（個人番号カード→市町村CS）。 3　住民票コード、個人番号又は5情報の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 4　本人確認情報ファイルの内容が愛知県知事保存本人確認情報ファイル（都道府県サーバ）及び機構保存本人確認情報ファイル（全国サーバ）と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する（市町村CS→都道府県サーバ／全国サーバ）。
	情報の突合	1　本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 2　個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成27年7月11日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[　　委託しない　　]　＜選択肢＞ 1）委託する　2）委託しない （　　）件
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		[　　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		

再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている　（ 2 ）件　[] 移転を行っている　（ ）件 [] 行っていない	
提供先1	愛知県	
①法令上の根拠	住基法第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）	
②提供先における用途	1　刈谷市より受領した住民の本人確認情報の変更情報（当該提供情報）を元に愛知県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 2　住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。	
③提供する情報	住民票コード、5情報、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 ※住民基本台帳に記録されていた者で、消除者を含む。	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム　[] 専用線 [] 電子メール　[] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ　[] 紙 [○] その他　（ 住基ネット ）	
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時	
提供先2～5		
提供先2	愛知県及び地方公共団体情報システム機構（機構）	
①法令上の根拠	住基法第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）	
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容（当該提供情報）と愛知県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。	
③提供する情報	住民票コード、5情報、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 ※住民基本台帳に記録されていた者で、消除者を含む。	

⑥提供方法	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [○] その他　　（ 住基ネット　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時（1年に1回程度）
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　　] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	ICカード及びパスワードにて入退室管理を行っている部屋の中で、さらに施錠したサーバラック内に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	
-	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(3)送付先情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		区域内の住民
	その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目		[　50項目以上100項目未満　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[　] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)　[　] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　(　個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報　)
	その妥当性	1　個人番号、5情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 2　その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　　] 本人又は本人の代理人 [　　] 評価実施機関内の他部署　　（　　） [　　] 行政機関・独立行政法人等　　（　　） [　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　　（　　） [　　] 民間事業者　　（　　） [○] その他　（ 自部署　　）
②入手方法		[　　] 紙　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　　[　　] 専用線　　[　　] 庁内連携システム [　　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 既存住基システム　　）
③使用目的 ※		個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
④使用の主体	使用部署	市民課
	使用者数	[　　10人以上50人未満　　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる5情報等の変更の有無を確認する（最新の5情報等であることを確認する）ため、機構（全国サーバ）が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月5日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[　　委託しない　　]　＜選択肢＞ 1）委託する　2）委託しない （　　）件
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		[　　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[　　]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 1 ）件 [] 移転を行っている （ ）件 [] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構（機構）
①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）
②提供先における用途	刈谷市から個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同じ
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ 住基ネット ）
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	

移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	ICカード及びパスワードにて入退室管理を行っている部屋の中で、さらに施錠したサーバラック内に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	
-	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

(1)住民基本台帳ファイル
1. 宛名番号、2. 世帯番号、3. 氏名情報(住民基本台帳記載者のカナ、漢字、英字氏名)、4. 外国人通称、5. 生年月日、6. 性別、7. 続柄、8. 住民となった日、9. 届出日、10. 世帯主名、11. 現住所情報、12. 住所を定めた年月日、13. 届出日、14. 住定事由、15. 前住所情報、16. 転出先情報、17. 本籍地、18. 筆頭者名、19. 備考(住民票備考)、20. 消除日、21. 消除届出日、22. 消除事由、23. 国籍、24. 外国人住民となった日、25. 届出日、26. 在留情報(在留資格、在留期間、在留期間等満了日、在留カード等の番号)、27. 住民票コード、28. 個人番号、29. 国保資格情報、30. 国民年金資格情報、31. 児童手当資格情報、32. 介護資格情報、33. 後期高齢資格情報、34. 旧氏、35. 旧氏の振り仮名、36. 印鑑登録情報、37. 選挙人名簿登録情報

(2)本人確認情報ファイル
1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名　、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37.旧氏　漢字、38. 旧氏　外字数、39. 旧氏　ふりがな、40. 旧氏　外字変更連番

(3)送付先情報ファイル
1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所　漢字項目長、4. 送付先住所　漢字、5. 送付先住所　漢字外字数、6. 送付先氏名　漢字項目長、7. 送付先氏名　漢字、8. 送付先氏名　漢字　外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名　項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所　項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所　外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名　項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名　外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所　項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所　外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名　項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名　外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所　項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所　外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名　漢字項目長、40. 氏名　漢字、41. 氏名　漢字　外字数、42. 氏名　かな項目長、43. 氏名　かな、44. 郵便番号、45. 住所　項目長、46. 住所、47. 住所外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名　項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所　項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62.旧氏　漢字、63. 旧氏　外字数、64. 旧氏　ふりがな、65. 旧氏　外字変更連番、66. ローマ字　氏名、67. ローマ字　旧氏

Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)住民基本台帳ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク:　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1　対象者以外の情報の入手を防止するための措置 届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 2　必要な情報以外を入手することを防止するための措置 住基法第7条により住民基本台帳において記載することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1　不適切な方法で入手が行われるリスク (1)届出において本人又は代理人による届出のみを受領し、受領の際は本人又は代理人の本人確認及び委任状の確認を行う。 (2)システムを利用する職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施することで不適切な方法でシステムへの入力が行えない対策を実施している。 2　入手した特定個人情報が不正確であるリスク システムへの入力を行う際は正確性を確保するため、入力を行った者以外の者が入力内容を審査する。 3　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 住民からの届書は特定個人情報の漏えい･紛失を防止するため、入力及び審査した後は鍵付きの書庫に保管する。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	庁内連携システムにおいては、番号利用事務以外からの特定個人情報へのアクセスが行えない仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2:　権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	ユーザIDによる識別とパスワードによる操作者認証を行う。	
その他の措置の内容	1　従業者が事務外で使用するリスクへの措置 (1)システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 (2)担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 (3)システム利用職員への教育において、事務外利用の禁止等について指導する。 (4)職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 2　特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 (1)システム端末はデータを保有していないため、情報の複製は行えない。 (2)サーバはICカード及びパスワードにて入退室管理を行っている部屋に設置しているため、権限を与えられたもの以外は情報の複製は行えない。 (3)バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。	

リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講じる。
（1）スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない 。
（2）住基端末のディスプレイを、斜視防止フィルタ等を使用し、来庁者から見えないように設置する。
（3）特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。
（4）大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を必要とする。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　　] 委託しない

リスク:　委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	1　目的外利用の禁止 2　特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 3　特定個人情報の提供先の限定 4　情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う 5　情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる 6　保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する 7　必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる 8　再委託の禁止（許可した場合を除く）	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付ける。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1　情報保護管理体制の確認
　委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、刈谷市情報セキュリティポリシーに基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。
　また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
2　特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
（1）作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。
（2）閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。
（3）閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。
（4）閲覧／更新の履歴（ログ）を取得し、不正な使用がないことを確認する。
3　特定個人情報ファイルの取扱いの記録
（1）契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
（2）委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
リスク:　不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	庁内連携システムにおいては、番号法及び条例で認められた提供及び移転以外に提供及び移転を行わない。 必要に応じて、提供及び移転の可否及び範囲について確認を行う。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
リスク1:　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	中間サーバー・ソフトウエアにおける措置 （1）情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 （2）情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 （3）特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 （4）中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※　情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
1　中間サーバー・ソフトウエアにおける措置 （1）中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （2）情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 2　中間サーバー・プラットフォームにおける措置 （1）中間サーバーと番号連携システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより安全性を確保している。 （2）中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 （3）中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 （4）特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1）発生あり　　2）発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	既存住基システムは、住民基本台帳ネットワーク及び総合行政ネットワーク以外とは外部ネットワークに接続できない仕組みである。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
特定個人情報の滅失のリスクに対する措置 （1）住民基本台帳を調整している磁気ディスクは二重化し、機器の障害への対策をしている。 （2）データのバックアップを遠隔地に保管し、災害等への対策をしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ◆物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ◆技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ◆消去方法 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	住民基本台帳事務関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、情報セキュリティに関する教育を実施している。	

10. その他のリスク対策

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名		
（2）本人確認情報ファイル　（3）送付先情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク:　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1　対象者以外の情報の入手を防止するための措置 　本人確認情報及び送付先情報の入手元は既存住基システムとなるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 2　必要な情報以外を入手することを防止するための措置 　平成14年総務省告示第334号（第6－7　本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 　正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名又は氏名の振り仮名と住所の組み合わせ、氏名又は氏名の振り仮名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1　宛名システム等における措置 　市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 2　事務で使用するその他のシステムにおける措置 （1）庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 （2）市町村CSのサーバ上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2:　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。	

その他の措置の内容	1　従業者が事務外で使用するリスクへの措置 （1）システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 （2）担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 （3）システム利用職員への教育において、事務外利用の禁止等について指導する。 （4）職員以外の従業者（委託先等）には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 2　特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 （1）システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 （2）バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 （1）スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない 。 （2）統合端末のディスプレイを、斜視防止フィルタ等を使用して、操作者以外の職員や来庁者から見えないように設置する。 （3）システム上、本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は行えないよう制限する。 （4）大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[○] 委託しない

リスク:　委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　]提供・移転しない

リスク:　不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに刈谷市個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルどおりに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
1　不適切な方法で提供・移転が行われるリスク 都道府県サーバ又は個人番号カード管理システムと市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 2　誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 （1）本人確認情報ファイル システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 （2）送付先情報ファイル システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 3　誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 都道府県サーバ又は個人番号カード管理システムと市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手）	[○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
その内容	－	
再発防止策の内容	－	
その他の措置の内容	－	

リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
1　特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 　送付先情報ファイルは、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、連携後速やか（1営業日後）に削除する仕組みとする。 　また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 2　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 　送付先情報ファイルは、システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発		[　特に力を入れて行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	1　住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための教育を実施するとともに、その記録を残している。 2　住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる教育を実施するとともに、その記録を残している。

10. その他のリスク対策

－

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	部署：市民活動部市民課　所在地：刈谷市東陽町１丁目１番地　電話番号：0566-62-1009
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第７７条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	ー
④個人情報ファイル簿への不記載等	ー
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	部署：市民活動部市民課　所在地：刈谷市東陽町１丁目１番地　電話番号：0566-62-1009
②対応方法	問い合わせの受付時に受付表を起票し、対応について記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年9月30日
②しきい値判断結果	［　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	ー
②実施日・期間	ー
③主な意見の内容	ー
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	ー
②方法	ー
③結果	ー

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月21日	Ⅰ －2.－システム3－②システムの機能	既存システム及び中間サーバーと連携し、個人番号の管理並びに特定個人情報の照会及び提供等の業務を行う。 ※現在、基本設計が終了してないため、終了後に保護評価書を修正予定。	既存システム及び中間サーバーと連携し、個人番号の管理並びに特定個人情報の照会及び提供等の業務を行う。 １ 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報を紐付けて管理する機能 ※統合番号とは、刈谷市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号をいう。 ２ 符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能 ３ 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能 ４ 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能 ５ 中間サーバー稼働状況確認機能 連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能 ６ 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能 ７ データ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能 ８ データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能 ９ 操作者認証（ユーザー認証）・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月21日	Ⅰ －2.－システム4－②システムの機能	情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）と統合番号連携システムとのデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。 ※現在、データの受け渡しを行う統合番号連携システムの基本設計が終了してないため、終了後に保護評価書を修正予定。	情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）と統合番号連携システムとのデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。 １　符号管理機能　符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 ２　情報照会機能　情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 ３　情報提供機能　情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 ４　統合番号連携システム接続機能　中間サーバーと統合番号連携システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する機能 ５　情報提供等記録管理機能　特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成27年12月21日	上記の続き	上記のとおり	６　情報提供データベース管理機能　特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能 ７　データ送受信機能　中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 ８　セキュリティ管理機能　中間サーバーのシステム方式等の記載に沿って、対応予定 ９　操作者認証（ユーザー認証）・権限管理機能　中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 １０　システム管理機能　バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能	事前	上記のとおり

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月21日	Ⅲ －6.－リスク2－リスクに対する措置の内容	番号法により認められている機関等、番号法により認められている理由をシステム的または職員による検査にて判断し、提供できる仕組みを構築する。	中間サーバー・ソフトウエアにおける措置 （1）情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。（2）情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。（3）特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。（4）中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月21日	Ⅲ －6.－リスク2－情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	―	1　中間サーバー・ソフトウエアにおける措置　（1）中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。（2）情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 2　中間サーバー・プラットフォームにおける措置（1）中間サーバーと統合番号連携システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより安全性を確保している。（2）中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。（3）中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。（4）特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。	事前	重要な変更
平成28年3月31日	Ⅰ －5.－②法令上の根拠	1　（省略） 2　番号法別表第二における情報提供 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） 3　（省略）	1　（省略） 2　（74、85の2の項を追加） 3　（省略）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月31日	Ⅱ －5.－提供・移転の有無	提供を行っている 55件 移転を行っている 44件	提供を行っている 57件 移転を行っている 39件	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	Ⅱ － 5. － 提供先1	（省略）	別紙1に次の事務を追加 (1)移転先「市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）」、法令上の根拠「番号法別表第2の74項」 (2)移転先「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長」、法令上の根拠「番号法別表第2の85の2項」	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月31日	Ⅱ － 5. － 移転先1	別紙2の次の事務について変更 (1)移転先「危機管理課」、法令上の根拠「番号法別表第1の6項」 (2)移転先「子育て支援課」、法令上の根拠「番号法別表第1の7項」 (3)移転先「学校教育課」、法令上の根拠「番号法別表第1の26項」 (4)移転先「学校教育課」、法令上の根拠「番号法別表第1の27項」 (5)移転先「国保年金課」、法令上の根拠「番号法別表第1の30項」 (6)移転先「建築課」、法令上の根拠「番号法別表第1の35項」 (7)移転先「危機管理課」、法令上の根拠「番号法別表第1の36の2項」 (8)移転先「福祉総務課」、法令上の根拠「番号法別表第1の42項」 (9)移転先「国保年金課」、法令上の根拠「番号法別表第1の59項」 (10)移転先「生活福祉課」、法令上の根拠「番号法別表第1の62項」 (11)移転先「健康課、国保年金課」、法令上の根拠「番号法別表第1の76項」 (12)移転先「農政課」、法令上の根拠「番号法別表第1の77項」 (13)移転先「子育て支援課、子ども課」、法令上の根拠「番号法別表第1の94項」	別紙2の次の事務を削除 (1)(2)(3)(4)(6)(7)(8)(10)(12) 別紙2の次の事務を修正 (5)移転先における用途中「又は保険料の徴収」を「又は保健事業の実施」に改める (9)移転先における用途中「又は保険料の徴収」を「、保険料の徴収又は保健事業の実施」に改める (11)移転先「健康課」 (13)移転先「子ども課」 別紙2に次の事務を追加 (14)移転先「建築課」、法令上の根拠「番号法別表第1の61の2項」	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月31日	Ⅱ － 5. － 移転先2	―	移転先2（別紙3）として、番号条例第3条別表第1に定める事務実施所管課を追加 (1)移転先「生活福祉課」、法令上の根拠「番号条例別表第1の1項」 (2)移転先「国保年金課」、法令上の根拠「番号条例別表第1の2項」 (3)移転先「福祉総務課」、法令上の根拠「番号条例別表第1の3項」	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月11日	Ⅰ－2.－システム1	―	③「他のシステムとの接続」のその他に「コンビニ交付システム」を追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年11月11日	Ⅰ－2.－システム5	―	システム5に「コンビニ交付システム」を追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年11月11日	Ⅱ －4.－委託事項5	―	委託事項5に「コンビニ交付サービス業務」を追加	事前	重要な変更
平成28年11月11日	Ⅱ －4.－委託事項6	―	委託事項6に「コンビニ交付システムの保守・運用」を追加	事前	重要な変更
平成28年11月11日	Ⅲ －7.－その他の措置の対応	既存住基システムは、住民基本台帳ネットワーク以外とは外部ネットワークに接続できない仕組みである。	既存住基システムは、住民基本台帳ネットワーク及び総合行政ネットワーク以外とは外部ネットワークに接続できない仕組みである。	事前	重要な変更
平成29年4月1日	Ⅰ－6.－②所属長	市民課長　小出　多恵子	市民課長　野村　妙子	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年4月1日	Ⅱ －3.－入手元	評価実施機関内の他部署（福祉総務課、生活福祉課、長寿課、国保年金課、子育て支援課）	評価実施機関内の他部署（福祉総務課、生活福祉課、長寿課、国保年金課、子育て推進課）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年4月1日	Ⅱ －3.－情報の突合	2　個人番号を記載する際に、機構から受領した個人番号生成結果に含まれる住民票コードと住民基本台帳ファイルの住民票コードをと突合する。	2　個人番号を記載する際に、機構から受領した個人番号生成結果に含まれる住民票コードと住民基本台帳ファイルの住民票コードを突合する。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年4月1日	Ⅱ －5.－移転先2	別紙3の次の事務について変更 (1)移転先「福祉総務課」、法令上の根拠「番号条例別表第1の1項」	(1)移転先「国保年金課」	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱ －5. － 移転先1	別紙2の次の事務について変更 (1)移転先「子ども課　子育て支援課」、法令上の根拠「番号法別表第1の8項」 (2)移転先「子育て支援課」、法令上の根拠「番号法別表第1の9項」 (3)移転先「健康課」、法令上の根拠「番号法別表第1の10項」 (4)移転先「福祉総務課」、法令上の根拠「番号法別表第1の20項」 (5)移転先「子育て支援課」、法令上の根拠「番号法別表第1の37項」 (6)移転先「福祉総務課」、法令上の根拠「番号法別表第1の40項」 (7)移転先「子育て支援課」、法令上の根拠「番号法別表第1の43項」 (8)移転先「子育て支援課」、法令上の根拠「番号法別表第1の44項」 (9)移転先「子育て支援課」、法令上の根拠「番号法別表第1の45項」 (10)移転先「福祉総務課」、法令上の根拠「番号法別表第1の48項」 (11)移転先「健康課　生活福祉課」、法令上の根拠「番号法別表第1の49項」 (12)移転先「福祉総務課」、法令上の根拠「番号法別表第1の50項」 (13)移転先「福祉総務課」、法令上の根拠「番号法別表第1の53項」 (14)移転先「子育て支援課　人事課」、法令上の根拠「番号法別表第1の56項」 (15)移転先「健康課」、法令上の根拠「番号法別表第1の76項」	(1)移転先「子ども課　福祉総務課」 (2)移転先「子育て推進課」 (3)移転先「健康推進課　子育て支援課」 (4)移転先「生活福祉課」 (5)移転先「子育て推進課」 (6)移転先「生活福祉課」 (7)移転先「子育て推進課」 (8)移転先「子育て推進課」 (9)移転先「子育て推進課」 (10)移転先「生活福祉課」 (11)移転先「子育て支援課　国保年金課」 (12)移転先「生活福祉課」 (13)移転先「生活福祉課」 (14)移転先「子育て推進課　人事課」 (15)移転先「健康推進課」	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年4月1日	Ⅱ －5. － 移転先2	別紙3の次の事務について変更 (1)移転先「福祉総務課」、法令上の根拠「番号条例別表第1の1項」	(1)移転先「国保年金課」	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年4月1日	Ⅲ －5. － ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに刈谷市個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	番号法及び住基法並びに刈谷市個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルどおりに特定個人情報の提供・移転を行う。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年2月25日	Ⅰ－ 6. － ②所属長の役職名	市民課長　野村　妙子	市民課長	事後	様式の変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月25日	Ⅱ-(1)-2.-④記録される項目	100項目以上	10項目以上50項目未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出。 システム更新による管理項目の変更。
平成31年2月25日	Ⅱ-(1)-2.-④記録される項目-全ての記録項目 （別添1）	(1)住民基本台帳ファイル 1．住民コード(内部番号)、2．世帯コード(内部番号)、3．氏名カナ、 ～(中略)～ 、115．履歴選挙資格登録日、116．履歴選挙資格削除日	(1)住民基本台帳ファイル 1．宛名番号、2．世帯番号、3．氏名情報(住民基本台帳記載者のカナ、漢字、英字氏名)、4．外国人通称、5．生年月日、6．性別、7．続柄、8．住民となった日、9．届出日、10．世帯主名、11．現住所情報、12．住所を定めた年月日、13．届出日、14．住定事由、15．前住所情報、16．転出先情報、17．本籍地、18．筆頭者名、19．備考(住民票備考)、20．消除日、21．消除届出日、22．消除事由、23．国籍、24．外国人住民となった日、25．届出日、26．在留情報(在留資格、在留期間、在留期間等満了日、在留カード等の番号)、27．住民票コード、28．個人番号、29．国保資格情報、30．国民年金資格情報、31．児童手当資格情報、32．介護資格情報、33．後期高齢資格情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出。 システム更新による管理項目の変更。
平成31年2月25日	Ⅱ-(1)-4.-委託事項1-③委託先名	シンポー情報システム株式会社	富士通株式会社東海支社	事前	重要な変更
平成31年2月25日	Ⅱ-(1)-4.-委託事項1-再委託	④再委託しない	④再委託する ⑤業務委託契約書に規定する手続に基づき、委託先からの再委託承認願を審査のうえ、再委託許諾を行う。 ⑥既存住基システムのプログラム保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	事前	重要な変更
平成31年2月25日	Ⅱ-(1)-4.-委託事項2～6	委託事項2　既存住基システムのプログラム改修作業 委託事項3　（省略） 委託事項4　戸籍届書及び住民異動届入力事務 ①～②　（省略） ③委託先名　アール・オー・エス中部株式会社 ④～⑥　（省略） 委託事項5～6　（省略）	（削除） 委託事項2　（省略） 委託事項3　戸籍届書及び住民異動届入力事務 ①～②　（省略） ③委託先名　株式会社エイジェック ④～⑥　（省略） 委託事項4～5　（省略）	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出。 システム更新による管理項目の変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月25日	Ⅲ-(2)(3)-2.-リスクに対する措置の内容	1 （省略） 2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 平成14年総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。	1 （省略） 2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 平成14年総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月12日	Ⅰ －1.－②事務の内容	なお、「(9)個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	なお、「(9)個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月12日	Ⅰ －2.－システム2-②システムの機能	（省略） 4 本人確認情報検索 統合端末において入力された氏名、住所、性別及び生年月日（以下「4情報」という。）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 （省略） 7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類（通知カード、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等)を送付するため、既存住基システムから刈谷市の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 （省略）	（省略） 4 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は氏名、住所、性別及び生年月日（以下「4情報」という。）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 （省略） 7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類（個人番号通知書、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等)を送付するため、既存住基システムから刈谷市の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 （省略）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	Ⅰ －5.－②法令上の根拠	1 （省略） 2 番号法別表第二における情報提供 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） 3 （省略）	1 （省略） 2 （97、107の項を追加） 3 （省略）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月12日	Ⅱ －4.－委託の有無	6件	5件	事後	前回変更時の未訂正項目
令和3年3月12日	Ⅱ －5.－ 提供・移転の有無	提供を行っている57件 移転を行っている 39件	提供を行っている 59件 移転を行っている 39件	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月12日	Ⅱ ー(2)ー3.ー⑤	3 4情報の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	3 住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月12日	Ⅱ ー(3)ー2.ー③	番号法第7条第1項（指定及び通知）に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項（個人番号カードの交付等）により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項（指定及び通知）及び個人番号カード省令第7条（個人番号の通知）に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月12日	Ⅱ ー(3)ー2.ー④主な記録項目	通知カード及び交付申請書の送付先の情報	個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	Ⅱ－(3)－2.－④その妥当性	2　その他（通知カード及び交付申請書の送付先の情報） 　機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	2　その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報） 　機構に対し、個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月12日	Ⅱ－(3)－3.－③	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月12日	Ⅱ－(3)－3.－⑤	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月12日	Ⅱ－(3)－5.－①	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）	個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月12日	Ⅱ－(3)－5.－②	刈谷市から通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	刈谷市から個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月12日	Ⅱ－(3)－5.－③	個人番号、4情報及びその他住民票関係情報並びに通知カード及び交付申請書の送付先の情報	「2. ④記録される項目」と同じ	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	Ⅱ－(3)－5.－⑦	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する（以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する）。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月12日	Ⅱ－別添1(2)	－	別添1(2)に「、37.旧氏　漢字、38. 旧氏　外字数、39. 旧氏　ふりがな、40. 旧氏　外字変更連番」を追加	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月12日	Ⅱ－別添1(3)	－	別添1(2)に「、62.旧氏　漢字、63. 旧氏　外字数、64. 旧氏　ふりがな、65. 旧氏　外字変更連番、66. ローマ字　氏名、67. ローマ字　旧氏」を追加	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月12日	Ⅲ－(1)－9.具体的な方法	住民基本台帳事務関係職員(臨時職員等を含む。)に対して、情報セキュリティに関する教育を実施している。	住民基本台帳事務関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、情報セキュリティに関する教育を実施している。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月12日	Ⅲ－(2)(3)－9.具体的な方法	1　住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための教育を実施するとともに、その記録を残している。 2　（省略）	1　住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための教育を実施するとともに、その記録を残している。 2　（省略）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月28日	Ⅰ －2.－システム2	－	③他のシステムとの接続の「庁内連携システム」、「税務システム」、「その他（中間サーバ）」を削除	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月28日	Ⅰ －2.－システム3	－	③他のシステムとの接続に「庁内連携システム」、「その他（中間サーバ）」を追加	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	Ⅰ －5.－②法令上の根拠	1　番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） 2　番号法別表第二における情報提供 　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） 3　（省略）	1　番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） 2　（21の項を削除） 3　（省略）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月28日	Ⅱ－(1)－4.－委託事項1－③委託先名	富士通株式会社東海支社	富士通Japan株式会社　東海支社	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月28日	Ⅱ－(1)－4.－委託事項2－③委託先名	株式会社サンスタッフ	株式会社コングレ	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月28日	Ⅱ－(1)－4.－委託事項5－③委託先名	富士通株式会社東海支社	富士通Japan株式会社　東海支社	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月28日	Ⅱ－(1)－5.－提供・移転の有無	提供を行っている 59件 移転を行っている 39件	提供を行っている 60件 移転を行っている 45件	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月28日	Ⅱ－(1)－5.－ 提供先1	－	別紙1の次の事務を削除 (1)提供先「厚生労働大臣」、法令上の根拠「番号法別表第2の21項」	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	Ⅱ-(1)-5.-移転先1	ー	別紙2に次の事務を追加 (1)移転先「福祉総務課」、法令上の根拠「番号法別表第1の33の3項」 (2)移転先「健康推進課」、法令上の根拠「番号法別表第1の93の2項」 (3)移転先「生活福祉課　子育て推進課」、法令上の根拠「番号法別表第1の101項」 別紙2の次の事務を削除 (1)移転先「福祉総務課」、法令上の根拠「番号法別表第1の13項」	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月12日	Ⅰ－2.－システム2－②システムの機能	3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入） 　転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。	3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入） 　個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報を市町村CSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う（一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。）。	事後	法令改正に伴う変更
令和5年4月12日	Ⅳ　開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	刈谷市個人情報保護条例第１６条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律第７７条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	Ⅱ －5. 提供・移転の有無	移転を行っている　41件	移転を行っている　44件	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ -5. - 移転先2	ー	別紙3に次の事務を追加 (4)移転先「国保年金課」、①法令上の根拠「番号条例別表第1の5項」、②移転先における用途「刈谷市子ども医療費支給条例（昭和48年条例第11号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」 (5)移転先「国保年金課」、①法令上の根拠「番号条例別表第1の6項」、②移転先における用途「刈谷市心身障害者医療費支給条例（昭和48年条例第10号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」 (6)移転先「国保年金課」、①法令上の根拠「番号条例別表第1の7項」、②移転先における用途「刈谷市精神障害者医療費支給条例（昭和54年条例第7号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	Ⅰ - 2. - システム1	ー	③他のシステムとの接続に「後期高齢者医療システム」、「申請管理システム」を追加	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	Ⅰ - 2. - システム2	ー	③他のシステムとの接続に「情報提供ネットワークシステム」を追加、「その他（中間サーバ）」を削除	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	Ⅱ - (2) - 3 - ④ - 使用部署	市民課、富士松支所	市民課、富士松支所、東刈谷出張所、小垣江出張所、北部出張所	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	Ⅱ - (2) - 3 - ④ - 使用者数	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	（省略） 　なお、「（9）個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 （省略）	（省略） 　なお、「（9）個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 （省略）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月9日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1～2 （省略） 3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入） 　個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報を市町村CSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う（一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。）。4　本人確認情報検索 　統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別及び生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5～8 （省略）	1～2 （省略） 3　個人番号カードを利用した転入（特例転入） 　個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報を市町村CSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う（一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。）。 4　本人確認情報検索 　統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別及び生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5～8 （省略）	事前	
令和6年12月9日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	統合番号連携システム	番号連携システム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	既存システム及び中間サーバーと連携し、個人番号の管理並びに特定個人情報の照会及び提供等の業務を行う。 1 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報を紐付けて管理する機能 ※統合番号とは、刈谷市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号をいう。 2～5 （省略） 6 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能 7、8 （省略） 9 操作者認証（ユーザー認証）・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能	既存システム及び中間サーバーと連携し、個人番号の管理並びに特定個人情報の照会及び提供等の業務を行う。 1 統合宛名番号管理機能 統合統合番号・個人番号・宛名番号・4情報（住所、氏名、性別、生年月日）を紐付けて管理する機能 ※統合宛名番号とは、刈谷市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号をいう。 2～5 （省略） 6 個人番号・統合宛名番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能 7、8 （省略） 9 操作者認証（ユーザー認証）・権限管理機能 番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能	事前	
令和6年12月9日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）と統合番号連携システムとのデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。 1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2、3 （省略） 4 統合番号連携システム接続機能 中間サーバーと統合番号連携システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する機能 5～7 （省略） 8 セキュリティ管理機能 中間サーバーのシステム方式等の記載に沿って、対応予定 9、10 （省略）	情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）と番号連携システムとのデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。 1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2、3 （省略） 4 番号連携システム接続機能 中間サーバーと番号連携システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する機能 5～7 （省略） 8 セキュリティ管理機能 電子証明書による接続デバイスの制御機能、情報提供NWS配信マスターによる情報の管理機能 9、10 （省略）	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 （省略） 2 番号法別表第二における情報提供 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項） 3 番号法別表第二における情報照会 住民基本台帳に関する事務において情報照会は行わないため、該当なし。	1 （省略） 2 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） 3 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会 住民基本台帳に関する事務において情報照会は行わないため、該当なし。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通Japan株式会社 東海支社	富士通Japan株式会社 東海公共ビジネス部	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2から委託事項4まで	―	委託事項2を削り、委託事項3を委託事項2とし、委託事項4を委託事項3とする。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	―	委託事項5中「富士通Japan株式会社 東海支社」を「富士通Japan株式会社 東海公共ビジネス部」に改め、同委託事項を委託事項4とする。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	提供を行っている（58件） 移転を行っている（44件）	提供を行っている（60件） 移転を行っている（44件）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月9日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月9日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1	ー	別紙1に番号法の改正内容を反映	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月9日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第9条第1項別表第一	番号法別表	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月9日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1	ー	別紙2に番号法の改正内容を反映	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月9日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ⑥提供方法	その他（住民基本台帳ネットワークシステム）	その他（住基ネット）	事後	字句の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2 ⑥提供方法	電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） その他（住民基本台帳ネットワークシステム）	電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） その他（住基ネット）	事後	字句の整理
令和6年12月9日	Ⅲ　リスク対策 （1）住民基本台帳ファイル 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	1　（省略） 2　中間サーバー・プラットフォームにおける措置 （1）中間サーバーと統合番号連携システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより安全性を確保している。 （2）～（4）（省略）	1　（省略） 2　中間サーバー・プラットフォームにおける措置 （1）中間サーバーと番号連携システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより安全性を確保している。 （2）～（4）（省略）	事前	
令和6年12月9日	Ⅲ　リスク対策 （1）住民基本台帳ファイル 8．監査	[　] 内部監査	[〇] 内部監査	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月1日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1～3　略 4　本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別及び生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5　機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6～8　略	1～3　略 4　本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は5情報（氏名、氏名の振り仮名、住所、性別及び生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5　機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は5情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6～8　略	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月1日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	既存システム及び中間サーバーと連携し、個人番号の管理並びに特定個人情報の照会及び提供等の業務を行う。 1　統合宛名番号管理機能 統合宛名番号・個人番号・宛名番号・4情報（住所、氏名、性別、生年月日）を紐付けて管理する機能 ※統合宛名番号とは、刈谷市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号をいう。 2～9　略	既存システム及び中間サーバーと連携し、個人番号の管理並びに特定個人情報の照会及び提供等の業務を行う。 1　統合宛名番号管理機能 統合宛名番号・個人番号・宛名番号・5情報（住所、氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日）を紐付けて管理する機能 ※統合宛名番号とは、刈谷市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号をいう。 2～9　略	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1、移転先2 ③移転する情報	4情報、世帯情報等の住民基本台帳情報	5情報、世帯情報等の住民基本台帳情報	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報（個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報）を記録する必要があるため。	住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報（個人番号、5情報、住民票コード及びこれらの変更情報）を記録する必要があるため。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	1～2　略 3　住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 4　略	1～2　略 3　住民票コード、個人番号又は5情報の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 4　略	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1、提供先2 ③提供する情報	住民票コード、4情報、個人番号、異動事由、異動年月日	住民票コード、5情報、個人番号、異動事由、異動年月日	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	1　個人番号、4情報、その他住民票関係情報	1　個人番号、5情報、その他住民票関係情報	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する（最新の4情報等であることを確認する）ため、機構（全国サーバ）が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	入手した送付先情報に含まれる5情報等の変更の有無を確認する（最新の5情報等であることを確認する）ため、機構（全国サーバ）が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	Ⅲ　リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	1 （省略） 2　中間サーバー・プラットフォームにおける措置 （1）～（3）（省略） （4）特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業者における情報 漏洩等のリスクを極小化する。	1 （省略） 2　中間サーバー・プラットフォームにおける措置 （1）～（3）（省略） （4）特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う変更
令和8年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通Japan株式会社　東海公共ビジネス部	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部(愛知)	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	富士通Japan株式会社　東海公共ビジネス部	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部(愛知)	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添1)ファイル記録項目	(1)住民基本台帳ファイル 1. 宛名番号、2. 世帯番号、3. 氏名情報(住民基本台帳記載者のカナ、漢字、英字氏名)、4. 外国人通称、5. 生年月日、6. 性別、7. 続柄、8. 住民となった日、9. 届出日、10. 世帯主名、11. 現住所情報、12. 住所を定めた年月日、13. 届出日、14. 住定事由、15. 前住所情報、16. 転出先情報、17. 本籍地、18. 筆頭者名、19. 備考(住民票備考)、20. 消除日、21. 消除届出日、22. 消除事由、23. 国籍、24. 外国人住民となった日、25. 届出日、26. 在留情報(在留資格、在留期間、在留期間等満了日、在留カード等の番号)、27. 住民票コード、28. 個人番号、29. 国保資格情報、30. 国民年金資格情報、31. 児童手当資格情報、32. 介護資格情報、33. 後期高齢資格情報	(1)住民基本台帳ファイル 1. 宛名番号、2. 世帯番号、3. 氏名情報(住民基本台帳記載者のカナ、漢字、英字氏名)、4. 外国人通称、5. 生年月日、6. 性別、7. 続柄、8. 住民となった日、9. 届出日、10. 世帯主名、11. 現住所情報、12. 住所を定めた年月日、13. 届出日、14. 住定事由、15. 前住所情報、16. 転出先情報、17. 本籍地、18. 筆頭者名、19. 備考(住民票備考)、20. 消除日、21. 消除届出日、22. 消除事由、23. 国籍、24. 外国人住民となった日、25. 届出日、26. 在留情報(在留資格、在留期間、在留期間等満了日、在留カード等の番号)、27. 住民票コード、28. 個人番号、29. 国保資格情報、30. 国民年金資格情報、31. 児童手当資格情報、32. 介護資格情報、33. 後期高齢資格情報、34. 旧氏、35. 旧氏の振り仮名、36. 印鑑登録情報、37. 選挙人名簿登録情報	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年5月14日	Ⅲ　リスク対策（2） 2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容	1　（省略） 2　必要な情報以外を入手することを防止するための措置 　平成14年総務省告示第334号（第6－7　本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 　正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。	1　（省略） 2　必要な情報以外を入手することを防止するための措置 　平成14年総務省告示第334号（第6－7　本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 　正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名又は氏名の振り仮名と住所の組み合わせ、氏名又は氏名の振り仮名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	Ⅰ　基本情報 5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1　（省略） 2　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供 　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） 3　（省略）	1　（省略） 2　（55の2を追加） 3　（省略）	事後	
令和8年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部（愛知）	富士通Japan株式会社　東海支社（愛知）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部（愛知）	富士通Japan株式会社　東海支社（愛知）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	提供を行っている（60件） 移転を行っている（45件）	提供を行っている（61件） 移転を行っている（45件）	事後	
令和9年7月20日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 −保管場所	ICカード及びパスワードにて入退室管理を行っている部屋の中で、さらに施錠したサーバラック内に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	ICカード及びパスワードにて入退室管理を行っている部屋の中で、さらに施錠したサーバラック内に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和9年7月20日	Ⅲ　リスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	特定個人情報の滅失のリスクに対する措置 （1）住民基本台帳を調整している磁気ディスクは二重化し、機器の障害への対策をしている。 （2）データのバックアップを遠隔地に保管し、災害等への対策をしている。	特定個人情報の滅失のリスクに対する措置 （1）住民基本台帳を調整している磁気ディスクは二重化し、機器の障害への対策をしている。 （2）データのバックアップを遠隔地に保管し、災害等への対策をしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ◆物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ◆技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ◆消去方法 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和9年7月20日	Ⅲ　リスク対策 10. その他のリスク対策	ー	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更